

自 ー 1 1 4 5
平成20年 9月26日

各 保 健 所 長 様

生活環境文化部長

可燃性天然ガスの噴出のおそれのある地域での掘削等の取扱いについて（通知）

温泉法の改正に伴い、県内の土地の掘削等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、平成20年10月1日以降の土地の掘削等の許可申請について、次により取り扱うこととしますので、申請者への指導に適正を期されるようお願いします。

1, 温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第1条の2第1号に規定する可燃性天然ガスの噴出のおそれのある地域について

日本油田・ガス田分布図（地質調査所（現・独立行政法人産業技術総合研究所）、1976年）で示される油田地帯、推定・予想産油・産ガス地帯、新生代堆積物で被われた地帯とする。（別紙「日本油田・ガス田分布図による秋田県の地質状況」参照）

当該地域については、同条で規定する災害防止の技術基準（掘削口から敷地境界までの水平距離8m以上、噴出防止装置の設置、可燃性ガス警報設備の設置など）が適用される。

2, 申請書に添付する書類について

土地の掘削及び増掘の許可申請について、申請箇所が1に該当する地帯か否かを証する書類を添付することとする。

（例：別紙「日本油田・ガス田分布図による秋田県の地質状況」に掘削予定地点を明示した図面など）

3, 実施時期

この取扱いは、平成20年10月1日以降に行う土地の掘削又は増掘の許可の申請から適用する。

担当 生活環境文化部自然保護課
調整・自然環境班 木内
電話 018-860-1613
FAX 018-860-3835

日本油田・ガス田分布図による秋田県の地質状況

凡例

	推定・予想産油・産ガス地帯(陸域)
	新生代堆積物で被われた地帯 (炭化水素鉱床の期待できない地域)
	油田

